

長期モニタリング計画 評価項目Ⅶの評価に関する作業方針

(1) 評価項目の評価案の作成

- ・評価案の作成にあたっては、統一様式の評価シートを用いる。
- ・評価シートには、評価項目に対応するモニタリング項目の評価資料を添付する。

<評価項目の評価シートの構成>

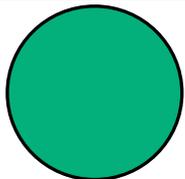
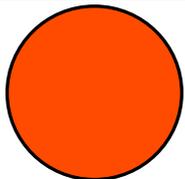
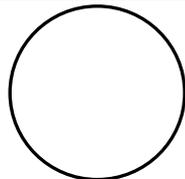
- ・総評（評価値とその解釈）
- ・評価項目に対応するモニタリング項目の評価（状態・動向を記号化）
- ・評価（総評）に至った背景・理由、評価プロセス等
- ・遺産地域の管理施策に関する課題その他の特記事項
- ・今後の管理の方向性に関する意見等

<モニタリング項目の評価の考え方>

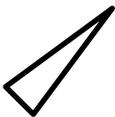
- ・個別モニタリング項目の評価基準に基づき、以下2点を組み合わせて評価。
  - モニタリング対象（評価指標）の評価時点における状態「適合／非適合」
  - モニタリング対象（評価指標）の一定期間における動向「改善／現状維持／悪化」

<モニタリング項目の評価結果の表現>

■「状態」の評価の表現

評価基準に適合	評価基準に非適合	モニタリング未実施 (適否判断不可)
		

■「動向」の評価の表現

悪化	現状維持	改善	情報不十分の場合は 破線 (例)
			

■個別モニタリング項目の評価結果の表現パターン

評価基準に適合 +改善	適合+現状維持	適合+悪化	<他の例> 適合(情報不十分)+悪化
評価基準に非適合 +改善	非適合+現状維持	非適合+悪化	<他の例>非適合+現状 維持(情報不十分)

<モニタリング結果の数値化(評価値の決定)>

- ・個別モニタリング項目の評価結果を、下表の考え方を目安に、「評価値」として1~5の範囲で数値化。

個別項目の 評価結果						
	適合 改善	適合 現状維持	適合 悪化	非適合 改善	非適合 現状維持	非適合 悪化
評価指標の 状態	問題のない状態 (目指すべき状態)		大きな問題があるとは 言えない状態 (注視すべき状態)		問題のある状態 (状況改善のため対策を 検討すべき状態)	
評価値の 目安	5		4	3	2	1
	※状態・動向の程度等を勘案し決定					

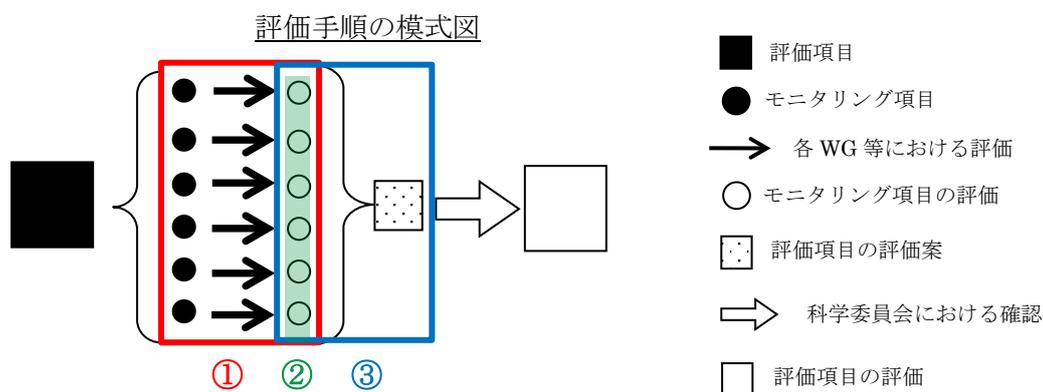
※モニタリング未実施により評価不可能な場合、評価値は「1」とする。

※評価基準がない個別項目(基礎情報としての項目や評価基準の設定が困難な項目)は、数値化しない(必要なモニタリングが実施されているかのみ確認)。

※評価基準(評価指標)が複数設定されているモニタリング項目や、評価に必要なデータが不十分な場合等、単純な数値化が困難な場合は、担当WG等で議論して評価値を決定(例えば、情報不足の場合は「-1」など)。

## (2) 関連するWG等へのモニタリング項目の情報提供について

- ・評価項目とモニタリング項目はそれぞれ評価主体が決められており（計画、別表3）、評価項目の評価はモニタリング項目の評価を踏まえて行われる。
- ・ただし、複数の評価項目の評価に対応するモニタリング項目もある。
- ・従って、評価項目の評価に際しては、モニタリング項目評価主体から関連するWG等に適宜情報提供・調整を行う。
- ・その結果、評価項目毎にモニタリング項目の評価結果が異なる場合もありうる。
- ・評価項目の評価案は、上記のWG間での情報提供や調整の内容も含めて科学委員会で確認し、最終的な評価を決定する。



- ① モニタリング項目の評価（評価主体）
- ② 関連するWGへ情報提供、必要に応じて調整
- ③ 評価項目の評価案の作成（評価主体）
- ④ 評価項目の評価の決定（科学委員会）

### <例1>

長期モニタリング項目 No.6（評価主体：海域WG）

【ケイマフリ・ウミネコ・オオセグロカモメ・ウミウの生息数、営巣地分布と営巣数】

・対応する評価項目：I、II、IV、VII

- ・No.6の評価結果を、海域WGから評価項目VIIの評価主体＝適正利用・エコツーリズムWGに情報提供
- ・エコツーリズムWGでは、評価項目VIIの観点（人為的影響の有無等）から、No.6の評価について再度確認・議論。
- ・その結果、評価項目VIIの評価にあたっては、No.6の評価（適合／非適合など）が、海域WGによる評価と異なる場合もありうる（その理由は評価項目の評価シートに明記する）。

<例 2 >

長期モニタリング項目 No. 17 (評価主体：河川工作物 AP)

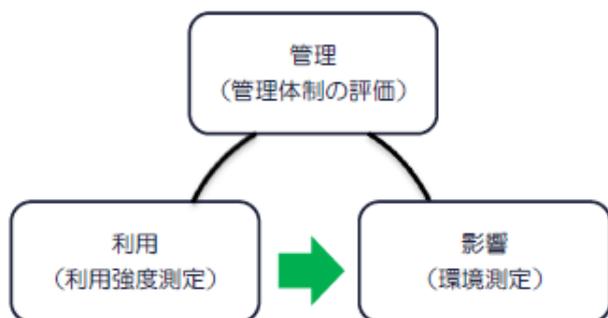
【河川内におけるサケ類の遡上数、産卵場所及び産卵床数】

・対応する評価項目：Ⅱ、Ⅳ、Ⅴ

- ・No. 17 の評価結果を、河川工作物 AP から評価項目Ⅱの評価主体＝海域 WG に情報提供
- ・海域 WG では、評価項目Ⅱの観点（海洋生態系との相互関係等）から、No. 17 の評価について再度確認・議論
- ・その結果、評価項目Ⅱの評価にあたっては、No. 17 の評価（適合／非適合など）が、河川工作物 AP による評価と異なる場合もありうる（その理由は評価項目の評価シートに明記する）。

(3) 評価項目Ⅶ「レクリエーション利用等の人為的活動と自然環境保全が両立されていること」の評価について

- ・評価項目Ⅶは「管理」「利用」「影響」の3つのモニタリングに基づき評価を行う。
- ・「管理」は「No. 19 適正利用に向けた管理と取組」、「利用」は「No. 20 適正な利用・エコツーリズム」でのモニタリングを行う。
- ・評価項目Ⅶ、No. 19, 20 の評価主体はいずれも適正利用・エコツーリズムWG。
- ・「影響」は、人為的活動による影響が懸念される自然環境として、「No. 6 ケイマフリ・ウミネコ・大セグロカモメ・ウミウの生息数、営巣地分布と営巣数調査」、「No. 15 ヒグマによる人為的活動への被害状況」のモニタリングを行う。
- ・No. 6 と No. 15 の評価主体は、それぞれ海域WGおよびエゾシカ・ヒグマWG。
- ・評価項目Ⅶの評価にあたっては、No. 6 及び 15 の評価内容について、評価主体であるWGから情報提供を受け、適正利用・エコツーリズムWGにおいても議論する。
- ・この際、「No. 21 利用者数の変化」、「No. 24 年次報告書作成による事業実施状況の把握」、「No. 25 年次報告書作成等による社会環境の把握」を参照する。
- ・議論の中で、評価の枠組み等に係る課題があれば、次期長期モニタリング計画のモニタリング項目を変更することも含めて検討する。



大分類	内容
管理	管理体制の充実度や決定した内容の履行、遵守、ルールの保持度合い
利用	自然環境の利用の強度
影響	人の利用によって影響が出ると想定される自然環境のモニタリング

評価項目Ⅶの評価の仕組み（2018 年度第 1 回エコツーWG資料より抜粋）

評価項目Ⅶのモニタリング項目と評価主体

No.	モニタリング項目	評価主体
6	ケイマフリ・ウミネコ・オオセグロカモメ・ウミウの生息数、営巣地分布と営巣数調査	海域 WG
15	ヒグマによる人為的活動への被害状況	エゾシカ・ヒグマ WG
19	適正利用に向けた管理と取組	適正利用・エコツーリズム WG
20	適正な利用・エコツーリズムの推進	適正利用・エコツーリズム WG
21	利用者数の変化	適正利用・エコツーリズム WG
24	年次報告書作成による事業実施状況の把握	科学委員会 (報告事項)
25	年次報告書作成等による社会環境の把握	科学委員会 (報告事項)